
◎議案第 25 号 白老町消防長及び消防署長の資格を定める
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 5、議案第 25 号 白老町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを議題に供します。提案の説明を求めます。前田消防長。

○消防長（前田登志和君） 議 25 の 1 ページでございます。議案第 25 号 白老町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について。

白老町消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

続きまして 25-3 ページ、議案説明であります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律施行に伴い消防組織法の一部が改正され、これまで法令に定められていた消防長及び消防署長の必要な資格について条例で定めることとされたことから消防長及び消防署長の資格を定めるため本条例を制定するものであります。

よろしく願いいたします。

白老町消防長及び消防署長の資格を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 15 条第 2 項の規定に基づき、消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格について定めるものとする。

（消防長の資格）

第 2 条 法第 15 条第 2 項に規定する消防長の職に必要な条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に 1 年以上あったものであること。
- (2) 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に 2 年以上あったものであること。
- (3) 町の行政事務に従事した者で、白老町課設置条例（平成 25 年条例第 4 号）第 1 条に規定する

課及び局の長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 法第15条第2項に規定する消防署長の職に必要な条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年(消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間)以上あったものであること。
- (2) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年(消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間)以上あったもの(前号に該当する者を除く。)であること。
- (3) 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったもので、消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第25号 白老町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第 25 号は原案のとおり可決されました。